

昭和四十年

四日市市議会議録目次

ページ

才一号(十一月十九日)

会議録署名議員の指名について 一〇

会期の決定について 一〇

昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定について

委員長報告：質疑、討論、議決 一〇

昭和三十九年度四日市水道事業会計決算認定について

委員長報告：質疑、討論、議決 一三

四日市上水道才二期拡張事業才三次変更計画について

議案説明：質疑、討論、議決 一八

才二号(十一月二十四日)

四日市上水道才二期拡張事業才三次変更計画について

委員長報告：質疑、討論、議決 三三

昭和四十年十一月十九日

四日市市議會臨時會會議錄(第一号)

四日市市議會

昭和四十年四月四日市市議会臨時会会議録 才一号

米 田 好 兼速記

昭和四十年十一月十九日（金曜日）

○議事日程

昭和四十年十一月十九日（金）午後二時開会

才一 会議録署名議員の指名について

才二 会期の決定について

才三 議案才八六号 昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算

認定について……………委員長報告……………質疑、討論、議決

才四 議案才八七号 昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定につ

いて……………委員長報告……………質疑、討論、議決

才五 議案才九九号 四日市市上水道才二期拡張事業才三次変更計画につ

いて……………議案説明……………質疑、討論、議決

○本日の会議に付した事件

才一 会議録署名議員の指名について

才二 会期の決定について
 才三 議案才八六号 昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定について
 才四 議案才八七号 昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定について
 才五 議案才八九号 四日市市上水道才二期拡張事業才三次変更計画について
 日程追加 会期延長について

○出席議員（三十五名）

酒井昌一 北村与市 錦安吉 蘇谷祐一 安垣勇 坪井妙子 岩田久雄 喜多野等 前川辰男 志積一 伊藤太一郎 鈴木次君

宮崎春吉 坂上長十郎 中島忠勝 野崎貞芳 日比義平 荒木治君 矢野泰一郎 伊藤泰一 須藤総太郎 大島武雄 前川宗雄 加藤定男 高橋伊祐君 笠田七衛君 服部昌弘君 橋本興隆君 水田祐一郎君 谷口九君

○欠席議員（一名）

山 中 忠 一 君
 波 部 權 太 郎 君
 增 山 英 一 君
 山 本 栄 一 君
 味 岡 一 郎 君
 訓 覇 也 男 君

○議案説明のため出席した者

市 助 助 市
 長 役 役 長
 平 田 野 佐 矩
 久 野 鑿 君
 副 総 収 助 助 市
 収 務 入 役 役 長
 入 部 役 役 長
 村 平 川 庄 岩 平
 木 井 崎 司 野 田
 喜 清 祐 良 見 佐
 代 三 男 一 齊 矩
 次 三 男 一 齊 矩
 君 君 君 君 君 君

○市議会事務局

市 立 四 日 市
 院 副 事 務 長
 藪 田 裕 君
 水 道 局 長 山 本 文 雄 君
 次 長 滝 本 文 雄 君
 技 術 部 長 加 藤 伝 之 助 君
 弘 君
 監 査 委 員 二 宮 力 君
 事 務 局 長 菊 地 英 也 君
 次 長 岩 谷 剛 君
 議 事 係 長 小 坂 正 靖 君
 主 事 佐 藤 正 俊 君
 主 事 芳 野 孝 君

午後二時七分開会

○議長（笠田七衛君） ただいまより昭和四十年十一月、四日市市議会臨時会を開会いたします。
 本日の出席議員は、三十四名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いたします。

要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配付いたしました要求書で御承知いただけます。

日程才一 会議録署名議員の指名について

○議長（笠田七衛君） これより会議を開きます。

日程才一、会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は、永田議員と味岡議員にお願いすることにいたします。

日程才二 会期の決定について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程才二、会期の決定についてを議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日より一日といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より一日と決定いたしました。

日程才三 議案才八十六号昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程才三、議案才八十六号昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

藤谷委員長。

〔総務衛生委員長（藤谷祐一君）登壇〕

○総務衛生委員長（藤谷祐一君） 昭和四十年九月定例会において本委員会に付託になりました議案才八十六号昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定については、十月十八日委員会を開き、慎重に審査をいたしました。以下、順を追ってその結果を御報告いたします。

本委員会の審査方針といたしましては、予算執行上の妥当性及びその効果を中心として行なったのであります。

まず、市立四日市病院は、昭和三十九年度より企業会計となりましたことは御承知のとおりでありまして、地方公営企業法の定めるところによって収入役より市長に提出された決算内容につきまして、その大綱的の説明を求め、収入支出の各項について審査を行なったのであります。

まず、収益的収入と支出を比較いたしますと、一千二百八十万六千八百八十四円の収入超過であります。これは、収入におきまして利用患者の増加と、医療費の改定により診療報酬が引き上げられたことによるものであり、支出では病院の経営状態の好転により一時借入金を要しなかったことによるものでありまして、別段意見もありませんでした。

資本的収入及び支出につきましては、病院増築工事が翌年度に繰り越されたため、収入支出とも二千万円が翌年度に繰り越されているのでありまして、これにつきましては、医師会と十分に話し合いを行ない、すでに了承されたことであるという理事者の説明を了いたしましたのであります。

損益計算書におきましては、収益と費用の差、差し引き一千二百八十万六千八百八十四円の純利益を生じております。

これについては、二百万円を減債積立金に、八百万円を建設改良積立金に積み立て、残りを翌年度へ繰り越して処分する予定とされておるのであります。いずれも適切な処置であると認めたのであります。

以上、決算審査の概要でありまして、懸案の増床計画についても、病院経営の適正をはかり、その早期実現を期しさらに利用者へのサービス向上、最新医療機械の導入、諸施設の整備に、また診療内容の改善等、住民福祉の増進になお一その努力をされるようお願いいたしました。

なお、決算審査に当たり代表監査委員の出席を求め監査についての意見を聞き、病院の企業的運営に関しては、企業者の立場はこうあるが望ましいという非常に参考になる意見を聞きましたので、病院当局に対してもこの点も合わせて勘案して適切な経営を行なうようお願いいたしました。

昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算を、これによって原案のとおり承認いたしました次才でございます。よろしく御審議のうえ、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しまして、御質疑がありましたら御発言願います。

御質疑もありませんので、これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、討論の通告もありませんので直ちに採決を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（笠田七衛君） それでは、議案の採決を行ないます。

本件は、委員長の報告どおり認定いたしまして御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。よって、議案オ八十六号昭和三十九年度四日市市立四日市病院事業会計決算認定については、委員長の報告どおり認定いたすことに決定いたしました。

日程オ四 議案オ八十七号昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定について

○議長（笠田七衛君） 次に、日程オ四、議案オ八十七号昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

志積委員長。

〔産業水道委員長（志積政一君）登壇〕

○産業水道委員長（志積政一君） 昭和四十年九月定例会におきまして、議案オ八十七号をもちまして上程付議され当委員会に付託になりました昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定について、その審査の結果と経過を御報告申し上げます。

本決算の審査に当たりましては、代表監査委員より決算審査意見について詳細に聴取いたしました。理事者に決算書並びに財務諸表についての説明を求め慎重に審査をいたしましたのでありますが、監査委員各位の御意見にもありますように、決算書及び付属書類の計数は正確であります。

損益計算書、貸借対照表その他財務諸表は、関係法令等に準拠し作成され、本年度の財政状態並びに経営成績を適正に表示しているものと認められ、さらに本年度は収益的収支において予算千八百一萬六千円の欠損金を生ずる予定

でありましたが、経費の節減につとめるほか、有収率の向上をはかる等、経営の合理化にもつとめられた結果、欠損金を千四百三十三万円に縮少するなど企業の健全な運営に深い配慮がなされていることがうかがわれ、理事者各位の御努力に対して敬意を表しまして、これが承認をいたした次でございませう。

以上、要望のありました諸点について申し上げます。

まず、給水人口の増加等に伴い本事業の拡張は毎年続けなければならない実情であり、その資金となる企業債の獲得については、理事者はすでに最善を尽くされていることと存じますが、その要望額の確保はもちろん、利率の引き下げ、償還期限の延長等について政府に対し強力に働きかけ、その実現のためさらに一段の努力を重ねられたいのであります。

また、水資源確保につきましては、昭和三十五年から七カ年継続事業の二期拡張工事も昭和四十年をもってその計画の約九〇％が完了するため、オ一拡張事業のオ三次変更を行なうとともに、北伊勢地区の広域水道計画が逐次実現される見通しもつきつつあるという理事者の説明を了とし、計画にそこを来たさないよう本事業の将来計画にもならみ合わせ遺憾のないよう十分なる御配慮をされたいのであります。

なお、家庭給水に必要な新設工事や、その他の工事に際しては、理事者は監督を十分強化して、市民に迷惑のかけられないよう留意されるとともに、本事業は市民の生活に欠くべからざる重要な問題であることにかんがみ企業経営の健全な発展に最善の努力を尽くされるよう強く要望いたしました次でございませう。

以上をもちまして、産業水道委員会の審査結果の御報告を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対しまして、御質疑がありましたら御発言をお願いします。

「議長」と呼ぶ者あり」

○議長（笠田七衛君） 大島議員。

「大島武雄君登壇」

○大島武雄君 いまいろいろと御審議願った報告を受けまして、喜んでおられるわけですが、二点についてちょっと委員長にお尋ねしたいと思ひます。

決算の審査意見書の二ページに書いてありますが、「すなわち未収金として翌年度へ繰越されている」と、このように約二千五百万円未収金があるわけですが、この内容について御存じであればお願ひしたいと、このように思ひます。たとえば、保護世帯に近い方の未収金が多いのか、大体それとも企業等のほうに、いわゆる審細企業の場合にあるのか、そういう点についておわかりになったらお知らせ願ひたいと思ひます。

オ二点目。「むすび」のところに、十六ページに書いてありますが、「先ず資金の調達に円滑でなければならぬ。従つて長期事業に対応する長期の資金調達体制をととのえることが何よりも肝要であり」と、このように「むすび」に書いてあるわけですが、この点についていろいろ御審議もあつたと思われませう。簡単でけっこうですがお願ひしたいと思います。

以上、二点についてよろしくお願ひいたします。

○議長（笠田七衛君） 志積委員長。

「産業水道委員長（志積政一君）登壇」

○産業水道委員長（志積政一君） オ一問の木収金の問題ですが、これは、当委員会でも詳細な検討したんですが、こ

れについては、理事者のほうが私が説明するよりもよくわかると思いますので、させます。

それから、ちよつとめがねがなかったので内容が詳しくわからなかったんですが、——（大島武雄君「十六ページ」）「この長期事業に對應する長期の資金調達体制」についてどうという、この問題ですが、これは水道事業につきましては、いろいろと従来もありましたように起債とかいろいろ問題がありますので、そういうことをせひひとつ早急にやれということを再三委員会としても申し上げておりますので、そういった詳細については、一応理事者から説明してもらったほうがかえって皆さんわかりよいように思います。委員会としては、十分審議しておりますので、われわれが聞いたのを申すよりも、本人から御答弁願ったほうがわかりよいと思いますので理事者から説明させます。ひとつ理事者のほうからよろしくお願いいたします。

○議長（笠田七衛君） 水道局次長。

〔水道局次長（滝伝之助君）登壇〕

○水道局次長（滝伝之助君） 大島議員の御質問のオ一問でございますが、私のほうの毎年、年度末の締め切りには二千五百万前後の未収金が計上されております。

水道料金は、一年のうち九八%までは回収いたしまして、残金というものはほん一%か二%しか残っておりません。ただ二千五百万円の数字は、三月の分の調定一ぱいでございます。で、これは締め切りでございますので、この未収金につきましては、四月の当初で全部入ってまいります。ただ三月三十一日現在ではいつも三月分の調定といたしましての一カ月分の未収金が出るということだけでございます。

○議長（笠田七衛君） 水道局長。

〔水道局長（山本文雄君）登壇〕

○水道局長（山本文雄君） オ二点の御質問に對してお答え申し上げます。

「長期事業に對應する長期の資金調達体制をととのえることが何よりも肝要であり」と、こういうことにつきましては、御承知のように上水道の拡張事業につきましては、すべて自己資金が一部入りますけれども、ほとんどが、九〇%以上が政府の長期債、いわゆる企業債でまかなわれるわけでございます。

これは、五年ほど前は全国の上水道の起債のワクというものはわずか二百五十億程度でございましたが、本年の、四十年におきましては、九百六十五億というワクになっております。しかし、これの要望は本年度で千二百億、来年度では千五百億以上になるだろうと、こういうことでございますので、起債の獲得につきましては、非常な努力が要るわけでございますが、そのワク、量よりもっと質の問題がございます。本市におきましては、過去三年にわたりますて縁故債と称しますものが二千万ずつついておりますが、こういったものもつけて事業を推進していらっしゃるわけでございます。

先ほど委員長から御説明がございましたとおり、水道事業のいろいろな赤字問題が全国的に出ておりますが、これは、それらの起債の償還の年数、あるいは利子率といったものが大きな問題になっておりますので、水道協会の総会あるいは全国総決起大会におきまして、これらの起債の質の問題、特に償還期限の延長、あるいは利子の引き下げ、そういったようなことを声を大にしていっておるわけでございますが、これが逐次改良されるような機運に向いておりました、たとえば二十五年償還が三十年償還になったというのもその一例でございます。私たちは、六分五厘の利率をさらに五分五厘に下げてほしいということで、来たる十二月の二日にはまた全国総決起大会が東京で行なわれますので、打って一丸としてそういった水道の財源の少しでも有利に、長期になりますように運動しつつあるわけでございます。

本市におきましても、起債の過去におきます金額がずいぶんな額にのぼっておりますので、その償還を少しでもたやすくできるように全国に歩調を合わせてやっておるという状況でございます。(大島武雄君「了解」と呼ぶ)

○議長(笠田七衛君) 他に御質疑もありませんので、これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(笠田七衛君) それでは議案の採決を行ないます。

本件は、委員長の報告どおり認定いたしましたして御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(笠田七衛君) 御異議なしと認めます。よって、議案オ八十七号昭和三十九年度四日市市水道事業会計決算認定については、委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

午後二時三十一分休憩

午後三時七分再開

日程オ五、議案オ九十九号四日市市上水道オ二期拡張事業オ三次変更計画について

○議長(笠田七衛君) 休憩前に引き続き議案を開きます。

次に、日程オ五、議案オ九十九号四日市市上水道オ二期拡張事業オ三次変更計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(平田佐矩君)登壇〕

○市長(平田佐矩君) ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

本市の上水道オ二期拡張事業につきましては、去る昭和三十六年十二月にオ一次の計画変更を行ない、計画給水量十九万一千人、一日最大給水量七万四千五百トン、総事業費十二億七千万円、七カ年継続事業として昭和四十一年度完成を自途に遂年事業を進めてまいりました。

その間、幾多の困難はございましたが、幸い関係各省をはじめ、議会各位の御理解と御協力によりまして、市民の皆さまに大した御不自由もかけず断水のない水道経営を続けることができて、本年度は、ほぼ事業の九〇％を完了する運びとなりました。

しかしながら、この拡張事業が完了したとしても、昨今の市勢の急激な発展と、市民の皆さまの生活水準の向上を考えますとき、昭和四十二年の夏季最多需要期には、上水の不足する見通しが濃くなってまいりましたので、この事態を打開いたすべく、昨年来種々技術的な調査をいたしました結果に基づき、さらに本事業のオ三次変更計画を策定し、給水に万全を期そうとここに提案申し上げたものであります。

このオ三次変更計画は、昭和四十五年を自途として、変更給水人口二十四万一千五百人(増五万五百人)、変更一日最大給水量九万九千トン(増二万四千五百トン)、総事業費二十四億一千万円(増十一億四千万円)で昭和四十三年度完成をいたしております。給水能力増加に対する施設増としましては、まず水源開発として三滝川流域の桜・神前地区の伏流水から一万トン、朝明川流域の下野・保々地区の伏流水一万一千五百トン、別に泊山団地への水源と

して内部川から三千トンをさく井のうえ取水し、それぞれ導水管によって結び、既設の水源地や桜及び大矢知地区の丘陵地に新設する配水池に揚水のうえ、新しく給水区域を拡大した地域を含めて配水しようとするものであります。したがって、この計画では一部高地区配水も可能となるほか、市内全域にわたり水圧も上昇するよう配水幹線の布設増強計画も織り込まれております。

また、この計画には、ただいま造成中の泊山住宅団地に対する上水道事業費も含まれておりますことと、事業費に対するトン当たりの建設費約三万円は、全国平均の建設費六万円の五〇％に相当することを申し添えておきます。

なお、かねがね申し上げておりますとおり、抜本的な本市上水道の将来計画につきましては、政府において多目的事業としての木曾三川水資源開発事業計画案が正式に審議会にかけられる予定となっておりますので、この大計画に沿って北伊勢広域水道計画に参画し、その実現を期したい所存であります。

なにとぞよろしく御審議のうえ、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 御質疑がありましたら、御発言願います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○（笠田七衛君） 藤谷議員。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君 四日市の人口は急激に発展してまいりまして、水道局においてこれに対処していろいろ計画をされており、年々増加する対策には非常に苦労されていると思いますが、これについては、すでに私も議会におきまして才二次拡張計画を発表されたときにも、四日市内の非常に狭い流域の、しかも水電の少ない河川をあせらずにさらに大きな計画を立てて抜本対策を立てぬかと、そういう方向に乗り切るべきであるということをおし申し上げておりまし

て、それについては、関係理事者はこの際さらに次の計画を立てて、今後はそういう小さい計画は立てません、というところで答弁をしておられます。

才二次拡張計画は、三十八年に修正されて、いま説明のとおりでありまして、これがいよいよ四十年か四十一年に終わらんとしておりますが、ただいま市長の説明にありましたように、才二次拡張計画も約九〇％は終わっておるということでございますが、私の知る範囲では終わっておりません。将来の水を確保するためには、さらに三年、五年先の水の計画ももちろん必要でございますし、また私も市民といたしまして、また市の指導関係者といまして一日もゆるがせにできない水の確保には、できるだけ応援をし、またこれに御賛同申し上げたいと思っておりますが、しかし、いまありますように木曾三川の水の問題、多目的ダムの問題もなかなか五年や十年でできうにありません。

私も一番心配いたしますのは、それによって非常にたくさんある農業用水がこのために非常に脅威を受ける、ということが一番心配であります。たとえば、三滝川におきましては、下流の広い地域にたくさんかんがい用水を持つたんぼがございます。朝明川におきましてもそうであります。これは、今度の計画でいきますと一番のど首である朝明川におきましては小牧の下、下野の上流、あれは伏流水の源泉であります。ここで一万一千五百トンの水を取り、三滝川におきましては桜の土地帯はちょうど三滝川の伏流水がはじまったものであります。ここで一万五百トンを取るといふことは、学者の説によれば、データーによれば安全であるといふことでございますが、現実にとしの手ばつを見ましても、水は限界にきております。たまたま干ばつの時期と上水道の欲しい時期は一致いたしますので、その期間は短いと思えますが、非常に農家はこれを心配いたします。この干ばつが川添えにくるか、下流にくるかはわかりませんが、ことしの状況を見ましてもあの内部川の状態はどうでした。内部水源で拡張工事をし水を取ったた

めに、河原田が非常に立ち上って、その水の対策をどうしてくれるんだということで市役所へ日参いたしました。関係議員も非常に心配されて、耕地課と相談されて、結局二つの井戸を掘って供給されました。

で、こういうことが繰り返されると、いま市長の提案のようにいろいろ計画をいたしました。非常に高くつく、経費がかかるということですが、むしろ逆にそのほうが経費がかかるのではないかと。一々各取水源または水の権利者の要求を聞いておいて、井戸を幾つか掘らぬならんという立場になりますと数百の井戸がいると思います。こういう計画をされる前にその点は農業者とよく相談され、また水利関係者ともよく相談して、そういうことのないような方向で計画すべきであると思います。

いま私か一つお尋ねしたいことは、才二次拡張計画は九〇多進んだといわれますが、私が中村水源を開発するときには県の工業用水という相談いたしました。あの地帯で二万トンの水を供給するように話し合いました。ちようどことしの昭和四十年の三月三十一日で全部市のほうに移管する契約ができております。私はこのときの立ち会い人です。ところが、その後市は拡張工事の計画が進まずに、また一万六千トンきよう現在工業用水がくんでおります。九〇多終わったものならもうくむ必要はないと思います。市は施設がないから県がくんだものだという説明であります。それなれば、なせ市がその設備をしないのか。九割終わったものなら、一万五千トンの水が余つるわけがないと思います。きよう現実にくんでおります。一時六千トンずつ毎日くんでおります。そういう現実があるのに、なんでこの計画がはつきり進行せんに才三次の計画を立てるのか、これがひとつ不審であります。

さらに下流の農業者の問題も非常に議論があると思います。しかし、これが、水が欲しいときはいいましたよ。うにわずかな間です。干ばつの、天気が三十日も四十日も続いて、そういう年はめったにないと思います。しかし、欲しいときは一枚いたしますので、天気が続き水が欲しい、飲み水が欲しい、ため水が欲しい時期は一緒でありますので、非常に皆がやかましく思います。これを少しコントロールしバランスをとってやれば、常時水が使えろと思えます。ある学者の本を見ますと、たとえば河川の水の利用は、まだ日本では百分の五だそうであります。それしか使っておらない。九十五は皆海に流れておるんだと、もったいないというて書いてありました。なかなかそれには施設も要ると思いますが、そういう取水の方法も考えてもいいと思います。あながち木曾川、牧田川という大きな川を利用するのもけっこうですが、そういう時期はなかなかこないと思います。

そういう点もいろいろ考慮されて、この計画については、あとで問題を起こさんように話し合いをして、そして円満に運んでいく、そして市民の協力を求め、さらに農業者にも協力を求めて、喜んで皆が水を分けあうという気持ちになって欲しいと思います。そういう点につきまして、もう少し具体的な説明がないとわかりませんので、もちろんそういう心配はされたと思いますが、その説明を当局の管理者からお伺いしたいと思います。

○議長（笠田七補員） 水道局長。

〔水道局長（山本文雄君）登壇〕

○水道局長（山本文雄君） 赤谷議員の御質問に要点だけ御答弁させていただきますと思います。

九〇才二期の才二次が陥んだと申し上げますのは、事業費的に陥んだということでございますが、ただいま中村水源がことしの四月一日から全面的に市のものに譲ることになった協定書があつて、自分もそれに立ち会つておるので、それを十分くんでおらないじやないかと、こういう御質問でございます。

もちろん、この件につきましては、私たち水道局のものは県の企業庁に対しましてその点を十分強調いたしました。早く私なんかの自由になるように、この水源が活用できますように協定書に基づいて譲渡をお願いしたいと、こういうことを県のほうに申し上げておるわけでございますが、御承知の方もたくさんおありのとおり、県の工業用

水の千本松原で取水しておりますが非常に塩分が出ますので、岐阜県と相談いたしました。さらに上流の岐阜県側に入っていきますと取水をいたす施設ができました。これもできたので早く譲って欲しいと、こういうことを申したくてございますが、その当時まだ工事が少し済んでないから、それが済んだら、つまり大体ことしの九月ごろになったら譲りたいと、こういうような意向もあつたわけでございます。早速それまで私のほうとしましてはでん粉廃液の問題も夏はございませんので、できるだけ大矢知でくみまして、県のほうもお困りなのでそれに協力してきたわけでございます。

したがいますして、この大潮が済みまして、その時期が済んだ場合には全面的に私のほうに譲っていただくというところで、いま話を進めておりまして、近日あすこのポンプ場を改良いたしまして、二万トンくめるような施設にする予定にしております。

次に、才二点の農業用水との関連でございますが、まことに御心配ごもつと私達は深く反省しております。で、こういった小さい川から水を取るといふことにつきましては、ほかになんらかのいい方法はないかということ。水道局は水道局なりにいろいろ真剣に検討したわけでございますが、いろいろな問題もございまして、きようは時間かございせんからまたの機会がございましたらお話し申し上げたいと思えますが、そういうことでやむを得ず今般御提案申し上げたようなことになつたわけでございますが、これとても農林省出身でございます権威者にいろいろ診断していただきました結果、机上では既設の水利権者に御迷惑はかけないという線は出ておりますけれども、干ばつが数年、数十年に一べん起こるような干ばつが起こればそういう事態も発生するかと思えますので、そういう際には誠意をもって水道局は農業用水に対しての対策につきまして御協力申し上げていきたいということを考えておるわけでございます。この点につきましては、水道局長、私個人の意見ではございません。管理者あるいは市長もそういうふうなお考えをお持ちでございますので、その点につきましてひとつ御了承をいただきたいと、こういうふうにご考慮の次でございまして。

○議長（笠田七衛君） 岐阜議員。

〔岐阜祐一君登壇〕

○岐阜祐一君 水道計画が才二次及び才三次の変更計画が発注されました、私ども書類を見せていただいたのが一週前でありまして、実はこの内容につきましてもいろいろ検討したい点もたくさんございまして、いまの水利調整の問題につきましても、まだ判然としない問題がたくさん残つておると思えます。しかし、聞くところによりますと、これは十二月の初めか、近いうちにこれを決定して議会の議決を済ませて國のほうに出さないと、次の起債、補助金に間に合わないということも聞いております。そういう面からいまして、できるだけ早くこれを審議されて、決定し送っていただきたいと思いますので、しかし、まだ内容には相当検討すべき点もたくさんあると思えますが、これは辛い担当委員会が産業水道委員会でございますので、きようは時間がないはずでありますから、できましたらもう一回産業水道委員会のほうでこの問題を取り上げ検討していただき、そうして結論を早く得て國のほうに出していただくというふうにしてもらいたいと思えますが、これは議長にひとつ提案したいと思えます。

○議長（笠田七衛君） おはかりいたします。質疑も尽きないようでありますので、本件を産業水道委員会に付託し御審議をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 御異議なしと認めます。それでは、議案九十九号を産業水道委員会に付託いたします。

日程追加 会期延長について

○議長(笠田七衛君) おはかりいたします。この際会期延長についてを日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(笠田七衛君) 異議なしと認めます。よって、この際会期延長についてを日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

会期延長についてを議題といたします。

議事の都合により今期臨時会の会期を十一月二十四日まで五日間、延長いたしましたして御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(笠田七衛君) 異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、十一月二十四日まで五日間延長することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じることいたします。

次会は、来たる二十四日午後一時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時二十九分散会

昭和四十年十一月二十四日

四日市市議会臨時会会議録(第二号)

四日市市議会

昭和四十年 四日市市議会臨時会会議録 才二号

米田好兼速記

昭和四十年十一月二十四日(水曜日)

○議事日程 才二号

昭和四十年十一月二十四日(水)午後一時開議

才一 議案才九九号 四日市市上水道才二期拡張事業才三次変更計画

について……………委員長報告……………質疑、討論、議決

○本日の会議に付した事件

才一 議案才九九号 四日市市上水道才二期拡張事業才三次変更計画について

○出席議員(三十一名)

酒井昌一君
北村与市君
母谷祐一君
安垣勇君

○議案説明のため出席した者

波 増 日 宮 錦
 部 山 比 崎
 権 英 義 春 安
 太 一 平 吉 吉
 郎 君 君 君 君

○欠席議員（五名）

山 味 訓 谷 永 橋 服 笠 高
 本 岡 嗣 口 田 詰 部 田 橋
 栄 一 也 専 利 興 昌 七 伊
 一 郎 男 九 郎 隆 弘 衛 祐
 君 君 君 君 君 君 君 君

山 加 前 大 須 伊 矢 荒 野 中 坂 鈴 伊 志 前 喜 岩 坪
 中 藤 川 島 藤 藤 田 木 崎 島 上 木 藤 積 川 野 田 井
 忠 定 宗 武 総 泰 繁 武 貞 忠 長 愛 太 政 辰 久 妙
 一 男 雄 雄 郎 一 郎 治 芳 勝 郎 次 郎 一 男 等 雄 子
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

たしました関係上、いささか詳細にわたりますので時間が少し長引くと思いますが、御了承願いたいと思います。

また、非常に御承知のように声の立たない男でございますので、あるいはお聞きにくい点があるかもわかりませんが、その点ひとつ御了承願いたいと思います。

議案第九十九号をもちまして上程付議され、当委員会に付託になりました四日市市上水道才二期拡張事業才三次変更計画について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案の審査に当たりましては、特に市長の出席を求め、細部にわたり専門的かつ技術的にいろいろの角度から質疑があり、慎重に審査をいたしましたのであります。

まず、今回上程されました議案の提案趣旨であります。本市の上水道は市勢の発展に即応して年々増加する給水量を確保するため、さる昭和三十五年から七十年の間の拡張事業を計画、昭和三十六年十二月に才一次計画変更を行ない、計画給水人口十九万一千人、一日最大給水量七万四千五百トン、総事業費十二億七千万円で事業が円滑に進められ、途中、昭和三十八年十二月朝明水源系施設の一部における取水場の位置変更を才二次計画変更として行ない、本年度で約九〇％の完成をみる状況であります。市勢の急激な発展と市民の生活水準向上のため給水量の増加は当初の予定を上回り、現況では昭和四十二年の夏季給水量が不足する見通しが濃くなってまいりましたので、現在行なっておりますところの拡張計画をさらに拡大せざるを得ない状況となり、この事態を見越し、当局におきましては昨年からの対策のための調査研究が続けられてまいりました結果、昭和四十五年を目途といたしまして給水人口二十四万一千五百人、一日最大給水量九万九千トン、総事業費二十四億一千万円をもって昭和四十三年度完成とする才三次変更計画を完成、今回提出の運びとなったのであります。市議会の承認を経て直ちに政府に対し認可申請を行ないたいのであります。

本委員会といたしましては、詳細にわたって計画の内容について理事者から説明を求め、現時点における計画給水人口及び給水量、取水方法、財政計画等について慎重に審査を行ないましたところ、当局におきましては、長期的な見通しに立って詳細に技術的検討を加え、さらに取水量等については水利地質学の権威者による調査結果の確認を得て立案する等、最善の方法をうるため慎重な配慮が重ねられたことを確認いたしました次第であります。

以下、変更計画の内容について、質疑のなされた要点を簡単に申し上げます。

まず、今回の変更計画が当初に比べ大幅に拡張されることになりましたのは昭和三十四年当時の情勢判断が的確であったかどうかということですが、これに対し理事者から給水量の増加は給水区域内における人口増加に加え、昼間人口の急増並びに農業改善の近代化等によるものでありまして、全国的にみられる自家用自動車の洗車等一人当たりの使用量の増加に要する需要量につきましては、多少考え方を変えなければならないように思われるが、人口その他につきましては、ほぼ現在の考え方と一致いたしておるといふ説明があったのであります。

次に、工事費の内訳であります。桜水源系は内部水源系より取水量が少ないのかかわらず、その工事費が多額である点をただししましたところ、桜水源系の開発に際しては取水井から一生吹山丘陵上に設備する配水池に揚水し、その圧力により一部高地を縫い配水するに要する配管布設等の工事費が内部水源系工事に比べ多額になるとのことであったのであります。

次に、財政計画における起債の獲得についての考え、見直しについては、理事者は機会あるごとに政府に働きかけあくまでも獲得に努力する考えであり、期待する額に達しない場合においても市民生活に関する重大な事業を遂行するためには事業費のやり繰りをしてでも施行していく決意であるとの確答を得たのであります。

また、この事業計画の推進により将来考えられる水道料値上げの問題についてはどう考えるのかということであり

ますが、事業費の内容については種々検討し、適当な労務費、材料費の値上げ等、諸般の情勢を十分考慮した計画であり、また使用料については、拡張事業の推進に伴い企業債の償還金、施設の減価償却費その他維持管理費用が年々増加し、やがて財政困難におちいることが予想されるが、公営企業として経済性の発揮につとめ、また、経営の合理化をはかるため積極的な努力を行ない、さらに企業債の償還期限の延長、利率の引き下げ等についても全国的な運動として絶えず政府に働きかける所存であるが、事業完成後、最小限度の値上げを予想される場合もあるという説明を受けたのであります。

その他企業職員適正配置の問題、職場環境整備の問題、北勢広域水道の一元化等につきましても、現時点における範囲において説明を聴取した次才であります。

以上が本変更計画に対する質疑の経過であります。当局におかれては現在に至るまでの間、でん粉廃液の河川への流失に伴う上水道水質の汚染問題や、市内の小河川を水源としなければならぬことなどから必然的に発生した農業用水との調整、あるいは補償等困難な問題の処理に当たっては、拡張事業推進に必要とする需要量の確保のために種々努力がなされてまいりました。その実績には、深く敬意を表するものであります。

また、水道行政の将来計画に関し昭和四十五年以降につきましては、三重用水または木曾三川からの取水が望まれる等広大な計画が必要となりますが、幸い当局はすでにこの計画の実現のため隣接市町村が提携する広域水道の実現に努力し、さる二十二日これが促進協議会の設立総会を行ない、当四日市市長が会長として就任する等の報告があり上水道の広域化による近隣市町村相互の協力体制の前途にも一段と明るさが加わっておりますことはまことに喜ばしい次才であります。

さて、当委員会におきまして最も論議の中心となりました点と要望について申し上げますと、本事業の進行に伴い必然的に発生する問題の処理につき、次の点に論議が集中されたのであります。

すなわち、質疑の才一点、今回変更計画については、他に方法はなかったのか、技術面から返答を願いたい。

才二点、昨年の内部地区等の例もあり、また、議案提出に先立って農業関係に属する水利調整協議会等との話し合いはなされなかったのかどうか、また、先に内部地区の事業実施に際しても当然権威者の意見を聞き、研究のうえ施工されたにもかかわらず、今年の植えつけができなかったという例もあるので、慎重な配慮が必要であると考えますが、どうか。

才三点といたしましては、農耕に最も必要な渇水期における対策は十分に立ててあるのか。

才四点、本計画事業の推進に伴い発生するであろう市民の迷惑または損害に対する補償について理事者から確答を得たい。

また、水と米は日本人にとって欠くことのできない問題であり、市はこれに対し抜本的な対策を実施するという数学的に確実なる計画を樹立されたい。さらに水利地質学より検討して、さく井による取水は農業用水に絶対に影響はないものか等が最も懸念され、論議されたのであります。

これに対し理事者からは、るる説明がなされたのであります。これを要約いたしますと、今回の変更計画に当たって水利地質学の権威者の意見によると、四日市市の現状においては伏流水からできる限り取水する計画が最も妥当であると語っていること。また、変更計画を議会に提案する事前に耕地、農林など農業関係主管課との話し合いを十分持たなかったことは認める。水利調整協議会とは遺憾ながら事前の協議はしていないが、直ちに実行し了解を求めようとする。

渇水期に対する考え方としては、工業用水から取水することも内部的には考慮しており、融通し合っていると思う。

また、補償という問題も、一口にそのことはの解釈は非常にむずかしいが、市民が安心できる、了解してもらえらうな施設は考えたい。少なくとも内部地区において生じたようなことのないようにしたい。特に市長からは、事業のために市民が困るといふようなことになってはならないが、欠くことのできない水を取ったために生じた損害に対しては責任をもって対処するといふ確答がなされました。

なお、学術的進歩の状態からみて、伏流水層については計算はできるが、自然科学に関する問題でもあり、種々専門的に検討はなされた結果であるが、何分にも地下の問題であるため農業用水に対する影響は絶対にならないものとは言明できないが、水道局としては最善の努力を払い、できうる限りのことはやっていきたいということでありました。

以上が本委員会における質疑応答の経過でありまして、各委員はこれらの問題を慎重に審査いたしました結果、上水道は市民日常生活上、不可欠なものであり、市勢の発展と市民生活の向上に伴う取水量の増加はやむを得ないものであるが、この影響により農業用水が不足する場合は、当局は誠意をもってその解決に努力すること、また、上水道の円滑な給水量確保のため取水に伴う影響を受けた農業用水の確保に当たっては、当局は最善の努力を尽すのは当然であるが、特に耕地行政面と連携を密にし、積極的な協力を行なうよう強く要望するとともに、事業推進途上において及ぼした損害に対する補償につきましては、十分に地区民と話し合い、地区民が満足できる措置をその時点において責任をもって行なうよう特に地区代表者との間に文書をもって契約を取りかわすことを強く要望いたしまして、本案を原案どおり承認いたした次第であります。

どうかよろしく御審議を賜わり、御賛同を得ますようお願い申し上げます。

○議長（笠田七衛君） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しまして御質疑がありましたら、御発言をお願いします。

訓副議員。

〔訓副也男君登壇〕

○訓副也男君 委員会で慎重にあますことなく御審議をいただいた御報告を聞きまして、その審議振りに対して感謝するものでございますが、一点だけお聞きしたいのは、少なくとも社会主義社会国家であろうと資本主義国家であろうと事、水の問題につきましても国家的な力で各国は力を入れ解決をしているようにございます。特に日本におきまして、しかも財政的にさわめて貧困に圧迫をされているような政策を取っております日本におきまして一地方自治体、ないしは数個の地方自治体の力ではどうにも解決できない問題ではなからうかと思っております。地形によりましては何ら心配のないところもあるでしょうけれども、困難な地形におきましては相当な大事業にならざるを得ないわけでございますが、それにつきましては、国の大きな政策が何としても必要であらうと思えます。

社会が繁栄していきます、ないしは文化が発生していきます歴史は川でございまして水でございまして。四日市におきましてもあの当時、近代産業がたくさんまいりました。紡績工場でございまして、これがたくさんまいりましたのは、この地域に水が豊富であったということでございます。それが発展いたしました水が足りなくなってきたわけでございますが、これに対しては、われわれの地方自治体のワク内でいくら考えていても解決のつかないことは先ほど米の御報告にもあったわけでございますが、これにつきましてはわれわれが考えますことは、一水道局の局長の責任者の努力だけではなくて、もう少し高い、あるいは大きな政治的な折衝がどのようになされたかということをお聞きしたい、管理者である庄司助役がどれくらい政治折衝をされたかということをお聞きになったどうか、明らかにされたかどうかをお聞きしたい。

工業用水との関係の問題、県との関係の問題、国との関係の問題についてどこまで努力をなされたか、そしてその

努力がどうにも実現の見通しがなくて、やむを得ずこのような状況の中で四日市市が一年間の市民税くらの金をこれにつき込まなければならぬくらいの大問題でございますが、そういった過程、いきさつがあってこのような計画が立案されたのかどうかというところでございます。そういうことにつきまして、管理者の責任者からの御努力の経過をお聞きになったかどうかをお尋ねいたします。

○議長（笠田七衛君） 志積委員長。

〔産業水道委員長（志積政一君）登壇〕

○産業水道委員長（志積政一君） この問題につきましては、先ほど御報告申し上げましたように起債の問題等について市はどこまで努力しておるんだということを強硬に申し上げたんでありますが、これに対しましては山本局長もあらゆる機会に出さしてもらっている、と、そして国に対しても大体順位からいくと四日市は三番目くらいに起債をもらっているんだ、というふうなことで、非常にまあ強引に准めておりますが、これ以上のことは困難だと、しかしあくまでもわれわれはがんばるんだという御説明がございまして、庄司助役もそこに同席していただいとったんですが、やはり同じような形で御説明がありましたので、私もその詳細な内容、いつ幾日どこに行つたというふうな内容につきましては聞いておりませんが、その理事者の説明を了としたようなわけでございます。そのごまかい点については、また理事者から御説明さししたいと思います。

○議長（笠田七衛君） 庄司助役。

〔助役（庄司良一君）登壇〕

○助役（庄司良一君） 訓詁議員の御質問の要旨、まことに当然でございますが、現在の四日市市の水道管理者といたしまして身に余るような大問題ばかりでございます。

すでに御承知のように水の問題については、こりやもう開闢以来、治水の歴史、利水の歴史を通じて変転きわまりない経緯をたどってきております。最近におきましては、重要河川につきまして治水の面よりも利水の点から非常にある行政区域の権威者が「私」のものであるかのような傾向が強くなってまいりました。一方、一区画をもってとうてい水の問題は解決できない、こういうことから、すでに国の直接管理する河川等も年々ふやされました。たとえば木曾三川の利水についての許可権限のごときも、一昨年来、県知事から大臣の手に移されているわけでございます。これは、総合的な見地から判断を下して処理していこうというたてまえでございまして、これに対して岐阜県が強く反対しておつたことも御承知のとおりでございます。

一方、上水道の担当である厚生省においては、一行政区域内における水の量をもってしては、今日とうていその需要をまかなうことができない段階になったことから、各地域に広域的な上水道計画を樹立するために、関東地方において、あるいは近畿地方において、さらに中部地方において広域水道の協議会を設置いたす運動をし、中部地方においてもすでにこれが発足をいたしました。

それを受けまして三重県におきましても先ほど志積委員長から御報告があったように、北勢一丸となった広域水道の促進協議会が創立総会を終え市長がこれの会長になりました。これも中部地区協議会の下部機構をなすものであります。

このように、今日、水の問題については国みすからが一小地域をもってまかなえる時代でないのをご理解されまして、普々とその広域的なもののお考え方を押し進めていることも御承知のとおりでございます。しかしながら、これを具体的な面について考えてみます場合に、私どもは当地区におきまして三重用水の早期完成をひたすら念願してまいりました。これは農業を中心としたもののお考え方が初まりでございますが、これと共同して、目的を同じゅう

して本市の上水道の供給も三重用水から受けたいと、こういう切なる願いをもってこれの運動を続けてまいり、すでに実施計画も終わっているのでございまして、四十一年度からは本格的にこれか国に採択されまして、工事着手ということを念願し、それについての準備を進めているわけでございます。

しかしながら、これとても抜本的にはどうしても岐阜県の牧田川の一部取水という問題が私どもは大前提にもなるんではないかと、こう思っておるわけでございますが、これについて三重県と岐阜県との間の話し合いはなお結論を得たとはいえない事情、これまた御承知のとおりであります。

当面、一番具体化し期待できる三重用水につきまして岐阜県との話し合い、あるいは運動について四日市市長は働く余地があるならばどんどん使ってくれ、折衝もしてくれ、どんなこともいたしましょう、こういう話もいたしたことは何回がございまして、その場合においても、非常に事が微妙な段階であるからこちらからお願するまでしばらく待機していただくというのが昨のほうの御回答でございます。

木曾三川の問題につきましても、たとえば濃尾才二用水、さらに河口堰の問題のときにもかならず四日市の上水道としての考え方を織り込んでいただいております。また、会議のときにも常に強く主張してまいっております。

以上、一般的に政治的といわれましたが、四日市市以外、県及び中部及び国との関係について御説明したことは以上のとおりでございますが、水道を建設する財源である起債等の問題につきましては、たとえば水道協会の総会がある場合、あるいは役員会等にもかならず四日市市はこれに出席いたしまして、眞的にも質的にも先般前会の議会でも局長から御説明いたしましたように、二十五年の償還期限をさらに五年伸ばす、これをさらに伸ばしてもらい、利率をもっと下げてもらう、こういった努力は常に申し上げておるとおりでございます。先ほど委員長の御報告にもあったように四日市はその意味におきまして全国どこに比べてもはずかしくないというか、よそに負けなだけの起債の

ワクは取ってきておるわけでございます。

一方、工業用水との関係につきまして全管理者はこれについて非常に努力をされ、当地域内にある中村水源の工業用水から四日市上水道のほうにこれを取り戻すということについて努力をされ、もう今日これについては四日市の水道局のほうで改良の工事も発注したような状況になっております。さらに一般的に工業用水を上水道の水源としてもらうということについて公に私どもは御説明するということは、ただいま不可能でございます。同じ地域に配給している水のことでございますが、お互いせつは詰まったときには常に助け合いをやっていくと、助け合うという腹は持っておるわけでございまして、また、持っていたらございまして、機会あることに私どもは上水道の水源についてたとえ一口でも、一時間でも断水するようなことのないように四六時中努力しているつもりでございます。そのように御了解いただきたいと思っております。

○議長（笠田七衛君） 訓覇也男君

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 起債の關係にいたしましても、あるいは工業用水からは公式にはもらえないんだということにつきまして、行政事務の点については当然のことでございますが、しかしながら、一般市民はたとえば私どもの住んでおりますところではもうすぐ伊坂ダムに満々と水があふれるわけでございますが、それを見ながらどうして一年分のもの税収をぶち込み、しかも豊民が心配するような田んぼから水を取るようなことをしなければならぬのかという疑問は当然持つわけでございます。

その伊坂ダムから水をもろうということについては、行政的な、事務的な話ではなくて県と市、あるいは国を入れたいうえでの政治折衝でなければならぬと思うのでございますが、そういったような御努力があったのかどうかを実は

お聞きしたかったわけで、いままでのお話によりますと、そうではなかったように思いますが、もし今後ともそういった行政事務での問題ではなくて、政治的な問題としての政治折衝を大いに続けられるよう、そのことがまた管理者の責任であろうと思しますので、要望して質問を終わります。

○議長（笠田七衛君） 大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 先ほど委員長からいろいろと検討された報告を聞いたわけでありますが、これから申し上げる点について御審議あったかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

まずオ一に、このような大きな事業になりますと過去からの問題からいたしましても相当の地元の負担金が考えられるわけですが、これらの点について御審議なされたかどうか、また、その結果をお聞かせ願いたいと思いません。

オ二点目については、このような問題とからんで水道料金の値上げ問題が将来考えられておるか、また、これに関連してそういうお話があったかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

オ三点目に工場の必要量がありますが、先ほど訓解議員から若干お話が出たようでありますけれども、それに対してのお答えがなかったわけであります。したがって、こんどの本市におきましても、また、北勢の近郊都市の合併の問題等も将来考えたりえでの工場誘致と、そういうものを検討されたことがあるかどうか、検討されていらっしゃるかどうかという問題等について理事者にお伺いしたかどうかという点についてお伺いします。

オ四点目については、水質の試験をなさったかどうか。以弁町におきましては話に聞くところによりますと、現在の水は肝炎の病気が相当はやっておるわけでありますが、その人体に及ぼすというか、その最高限度にきておる

と、このような話も聞いておるわけであります。したがって、こんど工事になるところの質の問題について試験なさってこのような計画が実施されるかどうか、こういう点について論議されたかということについてお伺いします。

オ五点目でございますが、先ほど起債の問題等もありまして、地元負担金と関連性があるわけですが、本来ならば国、あるいは県の補助等を得て行なうようなことが望ましいわけですが、先ほど助役からお話がありまして、このように起債の面については努力しているということを開いたわけでありますが、その結果というものは努力なされた結果、これはお答えになっていらっしゃるかなったようではありますが、その点について委員会でのような御審議がなされたかという点についてお伺いします。

当然、オ六点目としては先ほどの工場等、あるいは北部の合併問題等もからんでの五十万都市という昨年ですか、市長のいろいろな記者団と記者会見したりえにおいて行ないたいというような話もあったわけですが、それらも含んでの今回の計画ではないようであります。したがって、近郊の各市ともいろいろ検討されたりえでこのようなオ二期の変更計画をなさったかどうかと、こういう内容についての御審議があったかどうか、以上の六点についてお伺いしたいと思います。

○議長（笠田七衛君） 志積委員長。

〔産業水道委員長（志積政一君）登壇〕

○産業水道委員長（志積政一君） お答えいたします。

オ一問は地元負担金のことですが、これはございません。

次に、二番の料金の問題につきましては、先ほど詳細に説明させていただいたはずですが、それでおわかりになると思います。

それから工場誘致の問題につきましては、これは話題になっておりません。

次の水質試験についてはどうか、ということにつきましては、すでにん粉問題やいろいろな出まして、その前に十分水道局から人命をあずかる水質であるから従来科学的に十分検査しておるといふこととございますので、これも別段われわれとしては異議はないのであります。

五番の起債の内容につきましては、詳細なことはまた理事者の説明があると思いますが、本年の実はその計画書に載っておりますように二億四千万の何が出ておりますが、二億二千万だけは起債を受けておるが、残りの二千万は繰越債であるので金額が非常に高くつくのと、利子が高くつくのと、返済期間が短いので受けられないということの説明をいたしたいわけでございます。

次に、五十万都市、これも別に委員会としては審議しなかつたように思います。
以上でございます。

○議長（笠田七衛君） 水道局長。

〔水道局長（山本文雄君）登壇〕

○水道局長（山本文雄君） ただいま志積委員長から御答弁をさいましたが、その中で委員会で話題にならなかつたことで御質問がございましたので、その点につきまして担当者から御答弁申し上げたいと思ひます。

一番の地元負担、これは今般のこういつた計画につきましては、地元負担というのは全然ございません。原則的にはとんどが企業債でまかない、あと一部水道料金からの自己資金を入れましたまかなつていくものでございます。

それから、三番目の工場誘致につきましては、そういったことは全然考へておりません。工場誘致につきましてもこれはただ人口増ということでものを考へて、立脚したもので、給水人口を定めております。

それから水質につきましても、十分これは科学的に、あるいは細菌学的に検討を重ねましてやっておりますので、ただいま御心配されておりますようなことはないものと私たちは信じております。

それから才六番目の広域の問題につきましては、私たちはかつてマスター・プランとしまして三十万都市ということとやっておりますので、それにのつたものの考へ方でこの給水人口を出しておると、そういったこととあります。

あと委員長のほうから大体御説明がありましたので、御了承いただけると思ひますので、これで終わります。

○議長（笠田七衛君） 大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 いまお答へいただいたわけですが、ただ才三点目の工場誘致は一応考へないと、この問題についても先ほど副議長からも話があつたとおりでありまして、将来、市長がどのようにこの水道行政と工場誘致等の問題について御検討なさつたうえで計画が必要ではなかつたらうかと、このように考へるわけがあります。

いずれにいたしましても、工場一つくることについては、相当量の水が必要をわけであります。こういった点について、それをお考へにならなくてただ人口増のみというように考へ方ではなかつたならば、これまた近い将来にまた変更計画をしなければならぬ、というような問題等があるんじゃないかと、このように思ひわけがありますが、本来ならば委員長にお伺いするところでありませうけれども、そういう問題はなかつたということとありますので、この点お許し願えれば市長にお伺いしたいと、このように思ひます。

それから、才四点目の水質の件でございますが、種々検討なさつたということとありますが、どのような結果になつたかという点についてお答へ願ひたいと、このように思ひます。

それから、才五番目の繰越債のことでございますが、これは受けられないと、あとその予定されたこの繰越債の額

というものはどういふところからそれをまかなって、今回の事業をなさるかという点についてお答え願いたいと思います。

○議長（笠田七衛君） 市長。

「市長（平田佐矩君）登壇」

○市長（平田佐矩君） たいま御上程願っておりますのは上水道のごでございますので、工業用水とちよつとちよんがらがつていふように思いますが、その点まことに失礼なことをお尋ねするんですが、ちよつと議長お許し願つてちよつとその点ひとつ聞かして……（大島武雄君「上水道のことについて」と呼ぶ）上水道のことではないんですか。それじやひとつ工業用水というものと同じような水のごでございますが、総括的にはいろいろの問題が起こるんですが、たゞいまは上水道のことをお願い申し上げておる。

で、最近、まあ過去の問題につきましては、まあ血みどろの水の發得ということにつきましては、もう御承知のとおりやつてきておりますのでございます。で、やむを得ずこりや市内で取るといふ処置を取つておるのでございますが、なかなか一滴の水でもよそから發得はできません。こんなことを申しては失礼ですけど、一例を申しますと、この前四日市市が上水道が足りませんときに、町屋川から取つておる県の工業用水を一時もらひまして、それをクリーヤいたしまして上水に使つたことがあるのでございます。べらぼうな高いことをいわれたり、また、そういうことが工業用水の本質でございませぬので非常に困りましたり、いろいろのことがあるんです。県・市の間でもそういうことがある。それが同じ四日市へ供給受けることでもそういうことがある。なかなか御承知のとおりむずかしいのでございます。こういうことにつきましても、過去のことをいっぺんよくお調べ願ひまして、なかなか水道事業というものはむずかしいものだということを一と頭にに入れていただきたいと思つておるんです。

特に最近のこの水道問題でございますが、もうどの県でも同じことでございますけれども、三重県ももう手こずつてしまいました。と私は思つてございます。手こずつた結果が北伊勢水道事業の協議会と、こうなつてきて、そいつをわれわれこの大城北勢一帯でございますから、亀山からこちら全部包含したものにしまして、そしてそれで協議をしてくれ、こういうことで県はちよつと横にのちやつて、そして市町村でこれをやるということになりました。この間発会式をやりました。これはまあ推進の協議会でございますが、しかしそういうものが一つの基準になつてくるわけでございますが、尖にそのむずかしい。

特に四日市は工業用水がいままでの経過からいいますと、県が担当していろいろ御心配願つてきましたので、これは非常にありがたい、感謝しなくちやならぬと思ひます。しかし、工業用水は御承知のとおり受益者におきまして縁故債をもって、そしてそれを償還していくと、水の代金を売つてそれで償還していくという順序を取つておりますから、まあ失礼な話だけれども、ポケットは痛まない仕事なんです、これは。ところが、上水ちよつは、そうはいかない。かならずしもプラスはかりじやない、マイナスのときも出てくる。御承知のとおり名古屋でも赤字が出てくるから仕方ないから水道料金を上げようと。東京のような天子さまのごさるどまん中でももうこれじや考えなけりやならぬからいふて悲鳴を上げちやつて、まあ上げろという、上げささんというてやつておるようなことなんです。四日市のこの姿を見えますと、いまお願いしておるのは、これは将来大計画に到達するまでの途中のことなんです。ございます。いまままで計画しておつたが、これじや足らぬからこれだけつぎ足そうと、そして将来計画の大きなやつはどうかといえは北伊勢上水道協議会ちよつものがやつてきたと。四日市の市長それに乗つたと、こういうことなんです。

それで、そういうものがいまだんがことが想見されるかということをお聞かせいたしまするちよつと、幾つかの水系があるわ

きに、不用な水をくみ上げて貯水をしておいて、それを使いたいなという考えは持っておきます。ところが、水を貯めるというようなことは簡単なようですけれども、地盤の問題もあったり、増築する経費の問題もあったりしてなかなかこいつ一筋縄や二筋縄でいくやつじやないものですから、したがって四日市はそういう地所を確保して県にはお譲りすることはできませんと。やりたかったらどうぞ左岸のほうでやってくださいというので、いま現に左岸にやっとうていただと、こういうことなんです。

そのほかに、御承知のとおりあるいは河口ダムを作るのだ、それからこんどの木曾三川の水の問題だの、あるいはこの岐阜県の山のところで幾つかダムをこしらえて、その水を集めてきて、そうして一宮を通して、桑名を通して四日市を通してここまで水を持ってこようという計画を愛知県では立てておるのであります。愛知県というよりむしろ木曾三川の立場から立てておる。そういう案があるならぜひ乗っけてくれと。それにも乗っけてくれと。そして上水だったら双手を上げて歓迎するからそれに乗っけてくれといってるんですが、それにしましてもすよ、けっして安いものにはならぬと思う。私は高いものになるんじゃないかと思うんです。

したがって、そういうたくさんさんの課題をひかえておるんですが、こいつが一朝一夕にいきませんので、片っほうのほうでは水の消費の情勢がふえてまいりました。それは、いま御説明申し上げたように市民の生活様式が変わってまいりました。したがって、一人当たりの水の消費量というのは非常にふえてきたんです。ですから、いままでの計画どおりにはなかなかいきません。ほんとうはこれと同じことは、もう名古屋市があれほど水に取りかまされておって、恵まれておるところでもしじゅうごわりずめに水の問題ではごわれておるちゆのが、いまの日本の都市の情勢なのでございます。

したがって、その小型ではございますけれども、四日市もそのとおりずいぶん追い詰められておるもんですから水道当局におきましては、少し計画を立ててこの間お出ししたのに、またこういう計画を変えていただくということはつらいけれども、もう悪い切っ掛けとかなというところ、時間的にも追いついてこられては困るし、また、いまのところならば起債その他の面についても非常に国は四日市を支援的であると、四日市は勃興しとる町だから少無理いいよって仕方がないから、まあそれだけ認めてやろうじやないかというふうには、いまおっしゃっていただくときだから、この際にひとつやらさしていただきたいというので、あるいは地元の方に先御了解を得て、そして市会の御了解を得て順序をつけていくのがほんとうであつたかもしれませんけれども、そういういとまがないもんですからやむを得ずこんどのような処置を取らしていただきましたんですが、今後はそういうことのないように十分注意はいたします。しかし、現状といたしましては、御承知のとおりせっかく国の方でも支援をしてやろうといつとてくれるんですし、四十一年の予算のところのワックへちよつと頭をつつ込んでおきますというところ、こりや将来また取り合いごっこがはじまるようなことになってきますというところ、なかなか分取りしてくるちゆこともまあ困難なことなのでございます。

右のような次才でございますが、水道事業のこの困難さということにつきましては、つぶさに御承知おきくださることは存じまするが、幸いにも非常な弊事業ではありますけれども、北伊勢の全体の統括したものができまして、そして各市町村というものを全部包含しておりますので、こんどはそういうような公の席上でおのおの立場を開陳して、それならば仕方がないからこれだけの水はこりやうふうにして割愛しようじやないかと。それじやこれはわれのところでは独占しようと思つたけれどもそいつはやっぱりみんなのところに出そうじやないか、そうしてみんなして北勢一帯の上水道計画というものを立て直そうじやないかという機運がきたことは事実でございます。

これは、水道事業の合併せざる合併です。大きな都市を合併しないうちの水道事業の一つの大きな合併的な処置

になると思います。いずれも金銭がひつついてまいりますので、そういう場面にだんだんまあ近よってきたと思いますから、この点につきましてはもうひとつ皆さま方の御支持を得まして、御鞭撻を得まして極力やらしていただきましたと思っていますのは、まことに恥ずかしい話ですけれど、四日市は水資源は非常に乏しいところなんです。ですからこりやどうしても頭を下げてよそからもらってこなければならぬ。その頭を下げるについても、いま甲し上げるように広域的な一つの範囲に広めて、そのこの中に入っている以上はしようがないというふうにもっていきませんかという。ただ対等て話をしとるのではなかなかこりや大したことだろうと思うのでございます。

その他、最も最近に起こってくるであろうというような問題、たとえば町屋の用水をどうするかというような問題については、こりやまた部分的に折衝していかによならぬことでございます。そりやまあ岩野助役のその道につきましてもう数年鍛練を経ておりますし、また、新しい管理者としましても特別な職責として管理者ができております。私もそういう役柄をこんど承っておりますので、市の幹部といたしましては全力を傾倒いたしまして善処さしていただきたいと、そして四日市のこの水の問題についての大きなひとつ幹を作っていくきたいと、こういうふうにご考えておるような次才でございますので、どうぞ御了承願いたいと存じます。

○議長（笠田七衛君） 暫時、休憩いたします。

午後二時十四分休憩

午後二時三十一分再開

○議長（笠田七衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道局長。

〔水道局長（山本文雄君）登壇〕

○水道局長（山本文雄君） 水質と起債につきまして簡単に答弁させていただきます。

水質につきましては、この事業認可を受けますときに水道法によりましてその水質内容、どういう項目でどういうふうにするかという成績を出さなくちゃならぬかというようなことが全部ございまして、それを分析いたしました合格の線が出ております。したがって、あの上流に特殊な何か有害な工場でもこない限りいまの水質では市民の皆さんに安心して飲んでいただけると、こういうふうにご確信しております。

それから起債でございますが、本年度追加起債としまして三百億の追加がございまして、上下水道と地下鉄の起債でございますが、これは全部繰り越債でございます。したがって、繰り越債については非常に質が悪うございましてそれがまた水道料金の値上げの遠因になっても困るということで、辞退をしておるような、これは全国的にみな辞退をしておると、こういう状況でございますが、その二千万は少なくなった数はどうするか、こういうことでございますが、今年の夏はもうすでに過ぎましたので、この二千万は来年さらにわれわれの要望する以上に二千万四余分にいただきます。そうして来年度の夏期の対策に支障のないように、こういう考え方を持っておるわけでございます。

○議長（笠田七衛君） 大脇議員。

〔大脇武雄君登壇〕

○大脇武雄君 今日までいろいろと努力していただいておりますが、さらに一段と小問題、いろいろ日にかが経ては経つほどこまかい問題等も起きてくると予想されますが、市民の生活の向上をはかっていくうえにおいても間違いないようにしていただきたいと思います。これで私の質問は終わります。

○議長（笠田七衛君） 前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 産業水道委員会の皆さん、御苦勞さんでございました。

私ども市民の立場に立って考えますと、安くてよい水を市民の要求どおり供給するという事については、絶対量の足りない四日市の現状の中でこういうふうには補充していかねばならないということは原則的に賛成をしなければならぬと思うのです。

で、そういう立場に立ちまして若干お伺いしておきたいことがあるわけですが、ずいぶん慎重に御審議いただいた委員会の席上へですね、まずこういうのをやるのには現状の認識ということをしつかりしかなければならないと思いますので、当局のほうからこういうものが出されておったかどうかということをお伺いし、もしなければ当局のほうからできれば資料を出していただきたいと思うんです。

それは、この前本会議のときに若干説明のありましたように、全国的ないわゆる水道の利用率というものが五％とか、あるいは一五％とかいうような数字が出ておったようですけれども、四日市の場合、大体どれくらいまで利用されておるのか、あるいは利用できるのかというふうなもの、これはたいへんむずかしい推計ですから正確なものはないにしても、目安としてそういうものがひとつ欲しいと思うんです。

それからもう一つはですね、現在四日市では四日市の実状としては、各地域から水のあるところを掘ってまあよせ集めておるわけですが、それらの現有水源というものは、最初の計画をされた当時と現状とですね、どのように変わってきておるかということ。私どもよく聞くんですが、生糸の水源地の取水量が年々減ってきているということ、このようなのはですね、全体的にどう変わってきておるかということ、こういう上に立ってですね、次の計画が立てら

れないと、せっかくまたずいぶん金をかけて井戸を掘ったけれども、だんだん先細りになっていくということでも困ると思うんです。

もしそういうふうな結果が出てなければけっこうですけれども、出ておるとすればやっぱり私どもはここでそういう井戸を掘って水を探すということよりも抜本的な、大きなたいへんむずかしいにしろ先ほど話に出ておるような三重用水とか、あるいは農業用水とかいうものに力の限り取り組まなければならないと考えるわけですが、その辺のところを水道局のほうからそういうデータが出てなかったとすれば当局のほうからひとつ示していただきたいと思うんです。

それから、料金問題は先ほどの委員長の報告でたいへん問題点として御検討いただいたようにございますが、理事者のはうから出ておりますところのデータによると、昭和四十三年までは大体まあ年間料金の中から建設費のほうに二千万円から二千五百万円くらいが繰り入れられておるように出ておるわけですが、四十三年以後はまた別の計画を立てたあたりから数字はいったいどういう形になっていくのか。話によりますと四十三以後はまた別の計画を立てたきやならぬから水道料金の仙上げもせんならぬというふうなことがいわれておるようには聞くんですが、なるべくならですね、安くていい水を供給するという原則はやっぱり貫いていくべきだと。これは企業会計だからといいますが、やはり公益事業には変わりないわけです。これが株式会社であればよそと競争しながら料金上げていくんですから、料金上げて売れないものはそれで負けていくということですが、これはやっぱり独占事業ですから足らないから料金上げるといふ簡単なことではやっぱり逆らなぬと思うんです。このことは昨年繰り返し水道料金問題について申し上げましたので重ねて申し上げますが、その点の数字上の問題を一言聞いておきたい。

それから、もう一点、現有施設の中でかなり年月の経ちまして、老朽化している分があるはずですが、せっかく直経

十センチの管がですね、きびが出たり、あるいはあかがつまったりして五センチぐらいの内容しかないというようなところがよくあったように聞かれますか、これらはこんどの計画の中で思い切って取りかえられる分に入っておるかどうかと、こういうことも一つつけ加えてお伺いしておきたいと思えます。以上。

○議長(笠田七衛君) 志積委員長。

〔産業水道委員長(志積政一君)登壇〕

○産業水道委員長(志積政一君) お答えします。

先ほど前川議員からいわれました水道の利用率、あるいは現有水源の変化、または現有施設の修理、そういったものは今回出ておりませんので、そういうことにつきましては、担当理事者のほうから説明させます。

なお、料金の問題につきましては、われわれとしても先ほど報告申し上げましたようにいろいろと意見を申し上げておるのですが、これについても、詳細についてはやはり理事者のほうから数字的にわかればひとつ御説明願いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長(笠田七衛君) 水道局長。

〔水道局長(山本文雄君)登壇〕

○水道局長(山本文雄君) オ一点の水利用率につきましてお答え申し上げます。

全国的な視野でものを考えました場合には、年間日本列島に六千億トンの水が、雨が降りまして、それを一五%ほど利用しておりますが、これを一%あるいは二%上昇するためにはばく大な経費をかけましてダムその他を作ります、潜水資源を貯めて利用せざるを得ないということは、地形的に河川勾配が非常に急でありますから、そういう状態になるわけがありますが、四日市地区におきます水利用率は大体どれくらいかということですが、これはい

ま申しましたようにこの朝明、あるいは三滝、内部の上流で国の力あたりで適当な利水の施設をしますと利用率も逐次上昇してくるかと思えますけれども、現在の時点におきましては降った水、これが蒸発いたしますし、浸透いたしますし、流去いたします。漂流水だけでものを考えました場合にはまことに五%程度しか利用できていないであろうと、こういうことがいわれるわけがあります。

なお、工場地帯には深井戸が約百四、五十深さ四百メートルばかりの深井戸がございますが、これから大体平均いたしましたして一日に十五万トンの水をくみ上げておるといようなことも御参考になるかと思ひましてつけ加えておきます。

それから、オ二点の井戸の遊滅でございますが、井戸はやはり年を取りますとだんだん湧水量が減ってまいります。これはいろいろドイツの学者その他が一つの定説をつくっておりますけれども、非常に広い平野部におきますそういう地下水の遊滅量と、こういった箱庭式のところの地形におきます井戸の遊滅その他によっていろいろ違います。たとえば生糸あたりの水源におきましては、大体三千五百トン程度のものが逐次少なくなつてまいりまして、二千トンくらいに十年、あるいは十五年すると減つてまいります。

したがいまして、このたびの広域水道の概要図の水収の計画にはこういったこの北勢地域は全部井戸でございますので、その井戸の遊滅率というものを考えて水源の能力の低下を考えたものの考え方で需要量が出ておると、こういうことでございます。したがって、当市におきましてそれぞれ各水源の十年後におきます遊滅を大体二割とか、あるいは三割とかいうふうにそれぞれきめて水量を出しておるわけでございます。

それから、料金値上げにつきましては、次長から答弁さしていただきます。

四番目の老朽管の改造はこの計画の中に盛り込んでおるか、こういう御質問でございますが、これは委員会でも

橋詰議員からお話が出まして、このたびの計画の中には既設のそういったものは含んでおりません。つまり新しく生み出された水源からの水を円滑に市内に配水するために必要な幹線の配水管だけの費用が載っておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（笠田七衛君） 水道局長。

〔水道局長（滝伝之助君）登壇〕

○水道局長（滝伝之助君） 料金値上げについての再度御質問がございましたので申し上げますと、現在料金値上げということは考えておりませんが、この事業が始まりますと当然その資金面によってそれに影響してまいります。九億なんぼの金を借りますときに自己資金を全然入れずに借りるものばかりをよこせと申ししても、厚生省のほうでは全額借していただけません。そこで、自己資金というものを入れていかなければなりませんので、計画の初年度二年度三年度におきましては上水道の自己資金を入れていきます。が、九億の金に対する元金と、元金の償還の時期と、それまでの間五年の払え置きがございすけれども、この間の利息だけはいまの経費よりはふえてまいります。そこで、三年後にはこういうふうな上げ方をしますからお金を借してくださいという計画を出さねばなりませんので、昭和四十三年になりますとちようど値上げ前のように千五百万円くらいの赤字が出てくるから、ここで上げさしてもらおうというような計画になっております。

しかしながら、料金の面はその間における収益が伸び、あるいは流用資金の動きによりましてかならず三年先に上げなければならないと規定されるものではございませぬ。私のほうの必要経費は非常に締めていきますし、四年五年先になるかもしれませんし、ただ、今回の金を借りた原因がかならず料金の上に影響してくるのは四年五年先か、あ

るいは三年先と申しますと、これは三年先には次の計画が樹立されないとやっていけない水源でございますので、そのころにはちようど料金値上げのような問題が出てくるのではないかとすることは想像されます。

それで、三年先に上げるというような計画は、厚生省に対する、こういう上げ方をするから借してください、というゼスチユアの表でございまして、料金値上げについては、いつになるかは御返答申しかねます。

○議長（笠田七衛君） 前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 オ一点の現行水源の現状については、ことばのあやでなくです、エンジニアであれば当然私は数字でもって示していただきましたわけです。で、ものはすべて古くなればそれだけ性能は落ちるということは、これは原則的にはわかっておりますけれども、どういうふうに減っていくのか、いま二％というような話が出ましたが、そうすると全体です、水量というのですか、それが数字的に当然出てこなきゃならぬはず。そういうような観点に立って次の計画が立てられてこそはじめて私どもとしてはなるほどこれは必要なんだというふうな納得ができるんじゃないかと、まあその辺のところは私はどうもことばのあやでございされたような気がするのですが、しかしまあこまかい問題をここで追及しようとは思いませんので、そういう態度についてはですね、今後ちやんとしたものを出していただきたいと思うんです。これは、まあいずれひとつ次の機会でけっこうですからやっていたきたいと。ただここで心配なことはですね、そういう形で水量が減っていくとすればですね、せっかく供給量をふやしまして、も、やっと計画が完成したところにはもうすでに前の施設の能力が落ちてきてまたやらなきゃならぬと、そういう繰り返しをやるとです、ね、だんだん値上げをしてですね、市民は非常に窮屈な立場に追い込まれると、これではやはり困るんであって、それならばさらに大きな計画に基づいたところの抜本的な、百万都市になっても困らないという

ほどのですね、やはり展望をもったものに取り組みなきやならないんじゃないかという気がしますので、むしろこの点を心配するわけです。

それから、水電の利用率の問題にしても同じことであって、まあこりや最初から断りましたようにはっきりは出ないにしても、およそこれくらいのものだと、また、これくらいまでは可能性があるんだというものが出たら出してもらいたかったわけですが、一方においてはパーセンテージで出し、一方においてはトン数で出されたということとはちよつと私のほうでは受け取りかねるんですが、まあこれもよろしい。今後こういう態度でなしにひとつ答えていただきたい。

最後にですね、御要望申し上げておきたいんですが、次長のほうから水道料金の値上げの問題が、現在のいわゆる政府の考え方の中では上げざるを得ないと、こういうことだと思ふんです。ところが、昨年の水道料金の値上げの提案されたときに、いろいろと討議をし、また、議会としても要望した中にもありましたように、現在の国の制度そのものについてですね、やはり根本的にわれわれ市民の側から見ますというと考えてもらわなければならぬ問題があるそれは、まず工業用水に国庫補助が出され上水道、市民の生活に一番必要な上水道に補助がないと、このような矛盾に対してやはり真剣に積極的に取り組むということ、さらに起債の問題につきましても十七年とか、あるいは七分六厘ですか、というふうな率の悪いんではなしに、もっとそれを二十五年にし、あるいは四十年にしていこうというふうなこと、それから利率を下げるということ、これをおのおの国の努力において実現できるようにですね、自治体の側から、ただ単にことばだけの問題じゃなしにもっていくと、そうすればですね、すぐこういう施設を強化してもそのはね返りがですね、料金にまあ極端にひびいてくるということはないはずですし、そのことが大きくは公共料金の値上げを抑制して、国民の生活水準を向上させる大きな原因になるわけですから、これをひとつ十分に取り組んで、そ

うして今後の水道料金につきましてはできる限りですね、努力をして値上げを抑制していく、この方向をひとつ理事者のほうで真剣に取り組んでもらいたいということを要望して質問を終わります。

○議長（笠田七衛君） 他に御質疑もありませんので、これをもって委員長の報告に対する質疑を結びたいと思います。

おはかりいたします。本件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思ひます。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） それでは議案の採決を行ないます。本件は委員長の報告どおり可決いたしましたして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠田七衛君） 異議なしと認めます。よつて、議案第九十九号四日市市上水道二期拡張事業第三次変更計画については、委員長報告どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして本臨時会の議事については、全部終了いたしましたので、会議を閉じ、十一月臨時会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

午後二時五十六分開会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき左に署名する。

四日市市議會議長 笠 田 七 衛

署 署
名 名
議 議
員 員
味 永
岡 田
一 利
郎 郎

昭和四十年十一月臨時議会議録正誤表

頁数	行数	誤	正
一	一	昭和四十年〇〇〇〇	昭和四十年十一月
〃	九	四日市水道	四日市市水道
〃	一一	四日市上水道	四日市市上水道
〃	一四	〃	〃
三八	二	特に市長からは	特に市長からは
〃	一四	特に地区代表者	特に地区代表者
三九	一六	お聞きになつたかどうか	お聞きになつたかどうか
四三	二	全管理者	前管理者
五二	一六	ごわりすめに	ほわれすめに
〃	〃	水の問題ではごわれて	水の問題ではほわれて
五七	一八	直経	直徑